

広島県告示第百六十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第二項の規定によって、港湾区域内に放置されていた工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、同条第三項の規定によって、保管した。

平成二十九年三月二十一日

福山港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量
和船 一隻

二 当該工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

福山市新浜町一丁目五三番地先水域 平成二十九年二月二一日一六時五〇分

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

保管を始めた日時

平成二十九年二月二二日八時三〇分

保管の場所

福山市箕沖町一一番（広島県港湾施設用地内）

四 当該工作物等の所有者等の行うべき措置

当該工作物等の所有者、占用者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、広島県東部建設事務所（以下「指示に従い、当該工作物等の返還を受ける」と。）の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

五 撤去等に要した費用の負担者

当該工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

六 問合せ先

福山市三吉町一丁目一一

広島県東部建設事務所港湾課港営係

電話（〇八四）九二一一一三一一